

掛川市告示第26号

掛川市在宅ねたきり老人等介護者慰労金支給要綱（平成17年掛川市告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

掛川市長 松井三郎

第7条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が必要と認める範囲において慰労金を支給できるものとする。

附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市在宅ねたきり老人等介護者慰労金支給要綱の規定は、施行の日以後の申請に係る慰労金の支給について適用し、同日前の申請に係る慰労金の支給については、なお従前の例による。